

使用開始日 2026年1月31日

投資信託説明書(交付目論見書)

ダイワ・ダブルバランス・ファンド (Dガード付／部分為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／資産複合



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社（ファンドの運用の指図等を行ないます。）

大和アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第352号

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

■受託会社（ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。）

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先



ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>



コールセンター 受付時間 9:00～17:00（営業日のみ）

0120-106212



■ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類・属性区分の定義について
くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ〔<http://www.toushin.or.jp/>〕をご参照下さい。

- 本文書により行なう「ダイワ・ダブルバランス・ファンド(Dガード付／部分為替ヘッジあり)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2026年1月30日に関東財務局長に提出しており、2026年1月31日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)

ファンドの目的

値動きの異なる7つの資産クラスに分散投資を行なうとともに、Dガード戦略により基準価額の下落を抑制し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色



値動きの異なる7つの資産クラスに分散投資を行います。

● 次の資産クラスに投資します。



※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行います。

超長期国債とは

- ◆一般に、償還までの期間が10年を超える国債をさします。
- ◆償還までの期間が短い国債と比較して、金利が変動したときの価格変動が大きくなります。

ハイイールド債券とは

- ◆格付会社によってBB格相当以下に格付けされている社債のことです。
- ◆一般に、投資適格債券(BBB格相当以上の債券をいいます。)と比較して信用度が低い反面、利回りが高いという特徴があります。

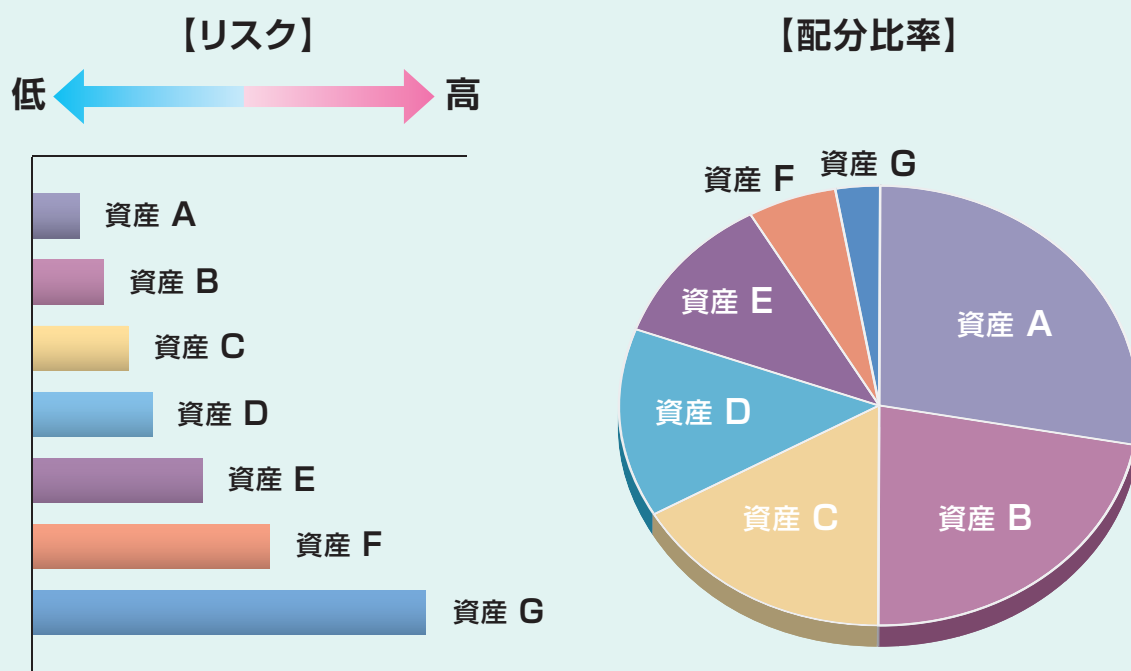
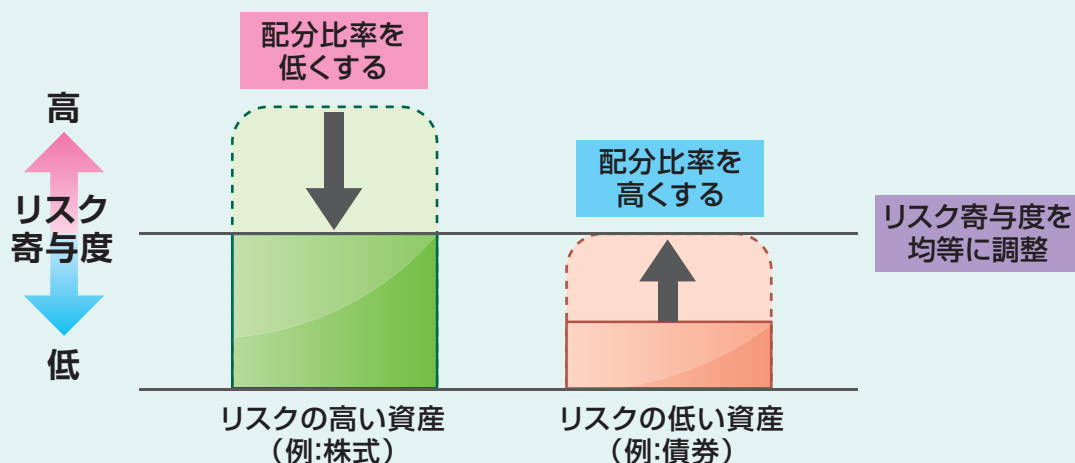
商品(コモディティ)とは

- ◆身近にあるさまざまな製品の原材料になるもので、主要な品目としては、原油や天然ガスなどの「エネルギー」、金・銀や銅・アルミニウムなどの「金属」、そして小麦・トウモロコシや生牛・豚赤身肉などの「農畜産物」などがあり、商品先物取引を通じて投資するのが一般的な投資方法です。

ファンドの目的・特色

- 分散投資を行なうに当たっては、各資産クラスから受ける基準価額への影響が均等になることを目標に各資産クラスへの配分を決定します。

資産配分のイメージ



※リスクの低い資産クラスの配分比率を高くする一方、リスクの高い資産クラスの配分比率を低くすることにより、各資産クラスがポートフォリオ全体の投資成果に与える影響度(リスク寄与度)が概ね均等となるように配分比率を調整します。この比率は、定期的に見直します。
これを、一般に「リスク・パリティ戦略」とよびます。

- ◎上図は当ファンドの資産配分について分かりやすく説明するためのイメージであり、各資産クラスのリスク寄与度の大きさ等を正確に表すものではありません。
また、実際に上記配分比率での運用を行なうことや、当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

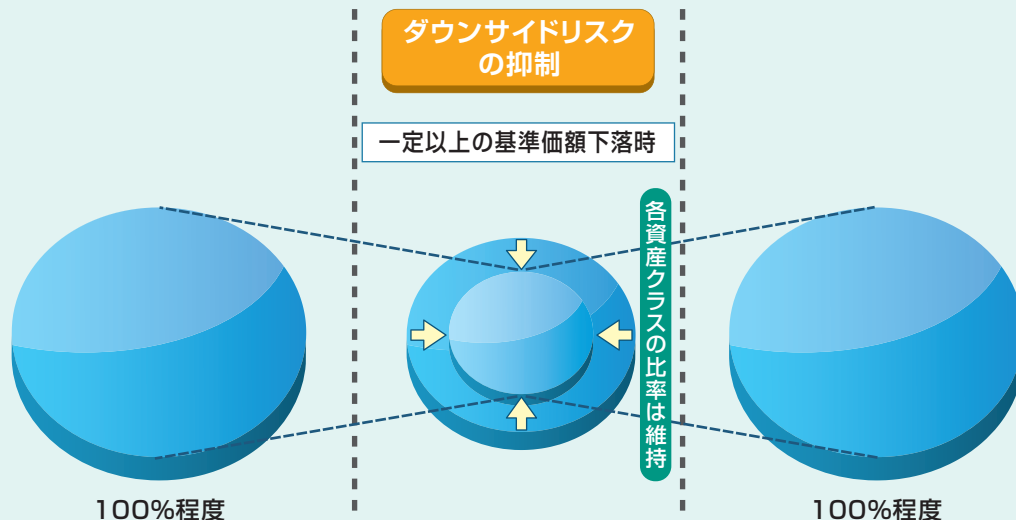
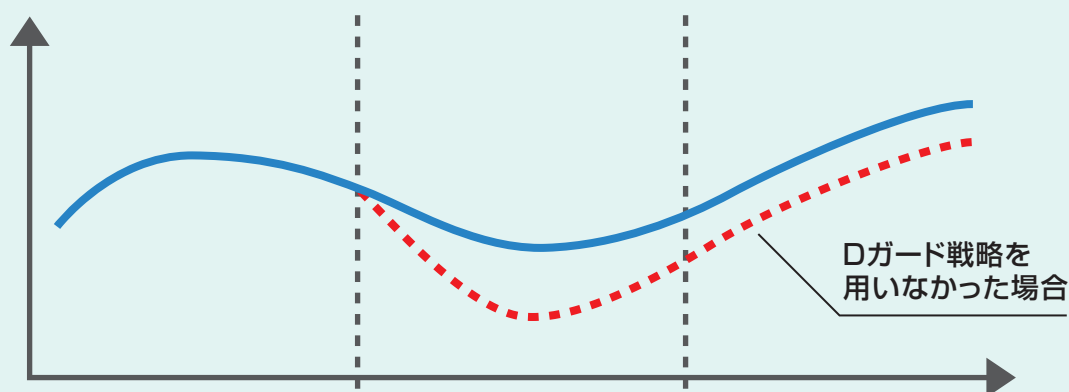
2

ファンドの基準価額下落を抑制することを目的としたDガード戦略を用います。

- 大和アセットマネジメントが定めた率を上回る基準価額の下落が生じた場合には、各資産クラスの配分比率合計を引き下げ、基準価額のさらなる下落を抑制することを目標とします。
- Dガード戦略によって資産クラスを組み入れなかった部分については、わが国の短期金融商品等による安定運用を行ないます。

Dガード戦略のイメージ

基準価額の推移(例)



※Dガード戦略とは、各資産クラスの配分比率合計を引き下げ、下落リスクを抑制することを目的とするものです。当戦略は、特定期間における基準値からの下落度合いに応じて配分比率の合計を引き下げます。その後、基準価額が上昇するなど下落度合いが改善した場合、配分比率合計を高位に引き上げます。「Dガード戦略」の「D」とは、「Downside risk」の「D」をさします。

◎上図は当ファンドの戦略について分かりやすく説明するためのイメージです。

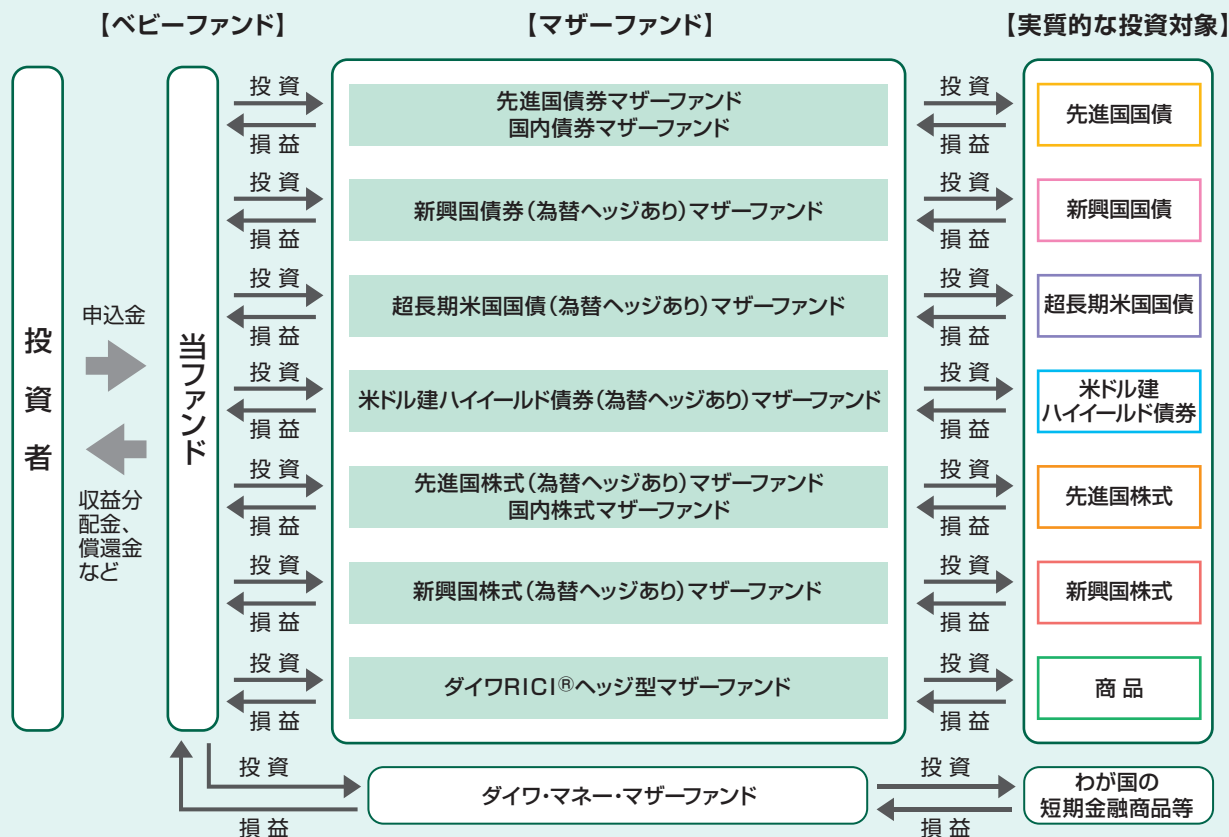
当ファンドの将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資産をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



※マザーファンドについて、くわしくは、「マザーファンドの概要」をご参照下さい。

マザーファンドにおいて、株価指数先物取引または債券先物取引を利用することがあります。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

〈分配方針〉

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

[マザーファンドの概要]

※各資産クラスへの投資にあたっては、各市場の中長期的な値動きを概ね捉える投資成果をめざして運用を行ないます。

資産クラス	マザーファンド	マザーファンドの主要投資対象と為替ヘッジの有無
先進国国債	先進国債券 マザーファンド	先進国の国家機関が発行する債券 為替変動リスクを回避するための 為替ヘッジは原則として行ないません。
	国内債券 マザーファンド	国内の国債
新興国国債	新興国債券 (為替ヘッジあり) マザーファンド	新興国の国家機関が発行する債券(※1)(※2) 為替変動リスクを低減するため、 外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
超長期米国国債	超長期米国国債 (為替ヘッジあり) マザーファンド	残存期間が15年以上の超長期米国国債 為替変動リスクを低減するため、 外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
米ドル建 ハイイールド債券	米ドル建ハイイールド債券 (為替ヘッジあり) マザーファンド	米ドル建ハイイールド債券の指数を対象指数としたETF 為替変動リスクを低減するため、 外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
先進国株式	先進国株式 (為替ヘッジあり) マザーファンド	先進国株式、先進国株式を対象とした株価指数先物取引(※3) および先進国株式の指数を対象指数としたETF 為替変動リスクを低減するため、 外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
	国内株式 マザーファンド	国内株式および国内株式を対象とした 株価指数先物取引(※3)
新興国株式	新興国株式 (為替ヘッジあり) マザーファンド	新興国株式を対象とした株価指数先物取引(※3)(※4)、 新興国株式の指数を対象指数としたETF(※4) および新興国株式 為替変動リスクを低減するため、 外貨建資産については為替ヘッジを行ないます。
商品	ダイワRICI®ヘッジ型 マザーファンド	ケイマン籍の外国証券投資法人「RICI®」 Commodity Fund Ltd.が発行する「RICI®」 class Aの投資証券 (米ドル建)および商品の指数を対象指数としたETF 為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。
—	ダイワ・マネー・ マザーファンド	本邦通貨表示の公社債

(注) 上記「マザーファンドの主要投資対象と為替ヘッジの有無」中の「先進国」には、日本を含みません。

- (※1) 新興国の国家機関が発行する米ドル建て以外の債券、米国の国家機関および国際機関が発行する債券にも投資する場合があります。
- (※2) 効率性の観点から、新興国債券の指数との連動をめざすETF(上場投資信託証券)に投資する場合があります。
- (※3) 先物取引を利用する場合、国内の債券に投資することがあります。
- (※4) 先物・ETFは、主に新興国通貨建ての株式が実質的な投資対象になりますが、米ドルで取引されます。為替ヘッジは、米ドル売り日本円買いの為替取引によって行なうため、新興国通貨の米ドルに対する為替変動リスクがあります。

ファンドの目的・特色

【マザーファンドの投資対象ファンドの概要】

◆以下は、目論見書作成時点での情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

●ケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」が発行する「“RICI®” class A」の投資証券(米ドル建)

運用目的	当ファンドは、投資成果がロジャーズ国際コモディティ指数®(RICI®)に連動することをめざします。
主な投資方針	①運用資産総額の50%以上を米ドル建て債券等に投資するとともに、世界の商品先物取引および商品先渡取引等に投資することにより、ロジャーズ国際コモディティ指数®(RICI®)に連動する投資成果をめざします。 ②米ドル建て短期債券等への投資にあたっては、主に1年以内に償還を迎える米ドル建て短期債券等に投資します。短期債券等には、銀行引受手形、預託証書、コマーシャル・ペーパー、定期預金証書なども含みますが、これに限定いたしません。 ③商品先物取引および商品先渡取引等の投資にあたっては、商品先物取引および商品先渡取引等の証拠金の合計額が、当ファンドの運用資産総額のおおよそ10%から30%の範囲内(最大でも50%以下)となるように行ないます。
運用会社	ダイワ・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッド
報酬等	純資産総額に下記の率(年率)を乗じた額 運 用 会 社 : 0.66% 管 理 事 務 代 行 : 0.12%(年間下限金額 54,000米ドル) 資 産 保 管 会 社 : 0.0125%(年間下限金額 12,000米ドル) 合 計 : 0.7925% その他、外国投資法人に関する租税、設立費用・登録料、監査費用、有価証券の売買や先物取引の際に発生する費用等が支払われます。

[注記]

「ダイワ・ダブルバランス・ファンド(Dガード付/部分為替ヘッジあり)」「ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド」およびその関連ファンドであるケイマン籍の外国証券投資法人「“RICI®” Commodity Fund Ltd.」(そのサブファンドである「“RICI®” class A」を含みます。)(以下、当注記において、総称して「ファンド」といいます。)(James Beeland Rogers, Jim Rogers®またはBeeland Interests, Inc.(以下、当注記において、総称して「Beeland」といいます。))により提供、保証、販売または販売促進されるものではありません。Beelandはファンド購入者、すべての潜在的ファンド購入者、政府当局、または公衆に対して、一般的な証券投資、特にファンドへの投資の助言能力を、明示的にも暗示的にも、表明または保証するものではありません。BeelandはRogers International Commodity Index®の決定、構成、算出において大和アセットマネジメント株式会社およびその関連会社、またはファンド購入者の要求を考慮する義務を負いません。Beelandはファンドが発行される時期、価格もしくは数量の決定またはファンドが換金されるもしくは他の金融商品、証券に転換される際に使用される算式の決定または計算の責任を負わず関与もしていません。Beelandはファンドの管理、運営、販売、取引に関して義務または責任を負いません。「Jim Rogers®」、「Rogers International Commodity Index®」、「Rogers International Commodity™」および「RICI®」は、James Beeland Rogers, Jim Rogers®またはBeeland Interests, Inc. のトレードマークおよびサービスマークであり、使用許諾を要します。

基準価額の変動要因

- ◆当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。
信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- ◆投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

価格変動リスク・信用リスク	組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
株 価 の 変 動	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。 新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。
公 社 債 の 価 格 変 動	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 ハイイールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。また、投資適格債券に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。 新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。
商品先物取引による運用に伴うリスク	商品先物の取引価格は、さまざまな要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由および政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります。）。当ファンドの基準価額は、商品先物市場の変動の影響を受け、短期的または長期的に大きく下落し、投資元本を下回ることがあります。 その他、基準価額に影響を与える要因として、次のものが考えられます。 ・商品先物は、米ドル、カナダドル、豪ドルなど各国の通貨建てで取引されるため、為替変動による影響を受けます。 ・商品市場は、市場の流動性の不足、投機家の参入および政府の規制・介入等のさまざまな要因により、一時的に偏向するかその他の混乱を生じることがあります。 ・各々の商品先物の上場市場が定める値幅制限（1営業日に発生する先物契約の変動額を制限する規則）などの規制・規則によって、不利な価格での契約の清算を迫られる可能性があります。 ・ファンドによる建玉が市場の一定割合を超えた場合に、取引所による建玉規制が行なわれ、指数の構成どおりに組入れができなくなる可能性があります。 ・値段の低い期近の先物を値段の高い期先の先物に買換える場合、マイナスの影響を及ぼす可能性があります。

投資リスク

有価証券(指数) 先物取引の利用に 伴うリスク	先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生し、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 外貨建資産のうち先進国国債については、為替ヘッジを原則として行なわないので、基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。 先進国国債以外の外貨建資産については、為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。 ETF・先物を通じて投資する新興国株式については、新興国通貨の米ドルに対する為替変動リスクがあります。 特に、新興国の為替レートは短期間に大幅に変動することがあり、先進国と比較して、相対的に高い為替変動リスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。 新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。
当ファンドの 戦略に関する リスク	- 当戦略は、各リスク資産から受ける当ファンドの基準価額への影響度や過去一定期間の当ファンドの騰落率に応じて各リスク資産の配分比率を調整することで、安定した収益の獲得や下落リスクの抑制をねらいますが、ファンドの基準価額の下落リスクを完全に回避できるものではなく、また一定の基準価額水準を保証するものではありません。 - 市場の予期せぬ値動き等により、当戦略が効果的に機能しない可能性があり、その場合、下落リスクを低減できない場合や市場の上昇に追従できない場合があります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

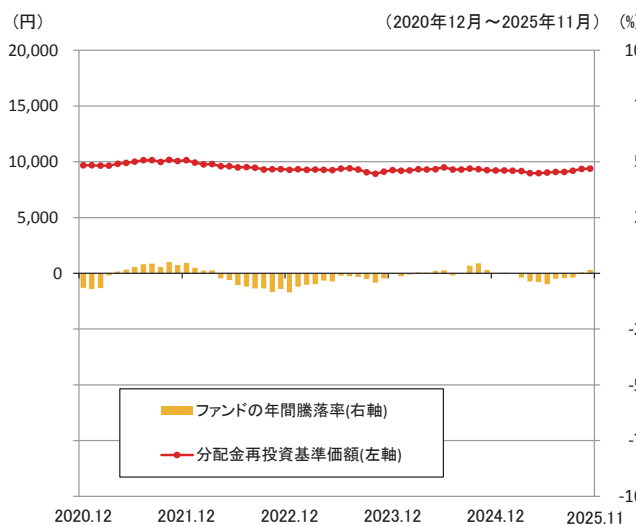
リスクの管理体制

- ◆委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用本部から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用本部へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- ◆委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- ◆取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

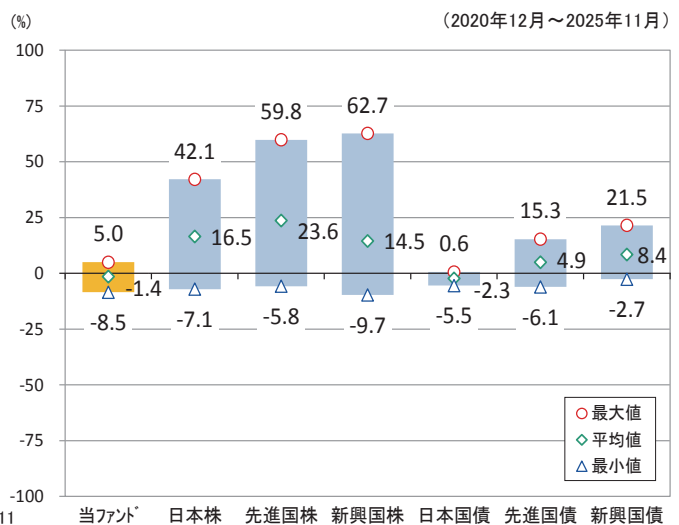
参考情報

- ◆下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間ににおける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間ににおける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株: 配当込みTOPIX

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド (円ベース)

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社(以下「J P X」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

●ダイワ・ダブルバランス・ファンド (Dガード付／部分為替ヘッジあり)

2025年11月28日現在

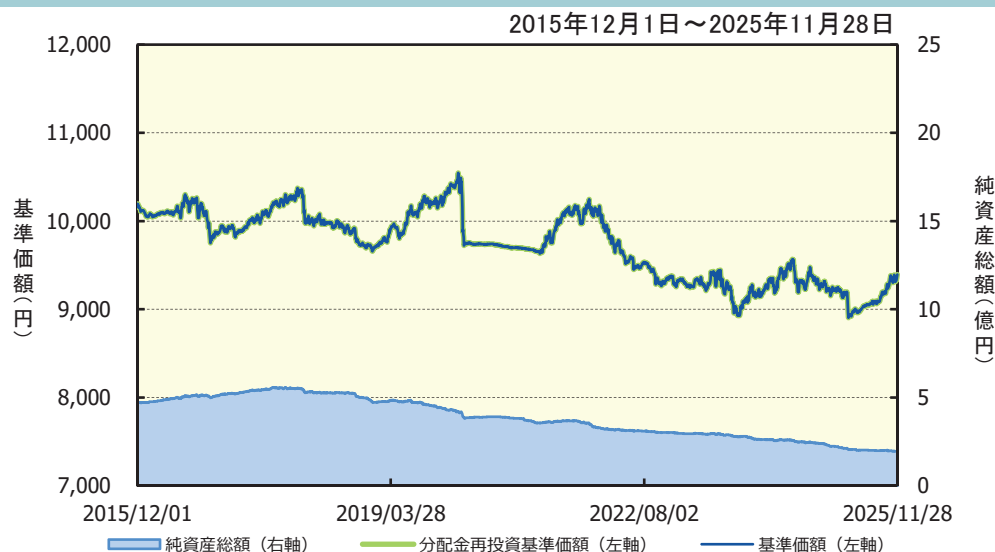
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,392円
純資産総額	1.9億円

基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	0.3%
3カ月間	3.3%
6カ月間	4.6%
1年間	1.5%
3年間	0.5%
5年間	-3.2%
設定来	-6.1%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移 (10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円

設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 14年5月	第2期 15年5月	第3期 16年5月	第4期 17年5月	第5期 18年5月	第6期 19年5月	第7期 20年5月	第8期 21年5月	第9期 22年5月	第10期 23年5月	第11期 24年5月	第12期 25年5月
分配金	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

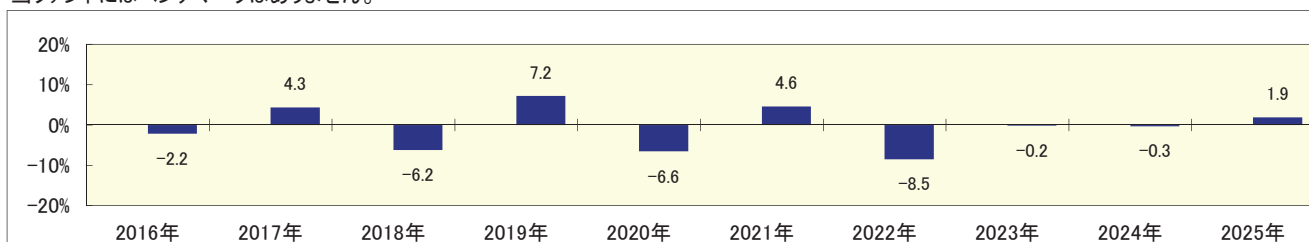
マザーファンド(MF)別構成	比率	資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	組入上位銘柄(除く債券)	国・地域名	比率
先進国債券MF	32.4%	外国債券	105	52.6%	日本円	67.2%	ISHARES IBOX HIGH YLD CORP	アメリカ	15.0%
米ドル建HY(為替ヘッジあり)MF	14.8%	外国投資信託等	7	27.3%	米ドル	14.3%	RICI FUND CLASS A	ケイマン諸島	10.6%
超長期米国国債(為替ヘッジあり)MF	12.6%	外国株式 先物	12	13.0%	ユーロ	9.6%	S&P500 EMINI DEC 25	アメリカ	4.1%
ダイワRICI®ヘッジ型MF	11.3%	国内債券	231	3.2%	オフショア人民元	3.8%	MSCI EMER MKT INDEX (ICE) DEC 25	アメリカ	3.4%
新興国債券(為替ヘッジあり)MF	10.6%	国内株式 先物	2	0.4%	英ポンド	1.9%	ISHARES ASIA TRUST - ISH-HKD	香港	1.2%
先進国株式(為替ヘッジあり)MF	7.0%				韓国ウォン	0.9%	KOSPI2 INDEX DEC 25	韓国	1.0%
新興国株式(為替ヘッジあり)MF	6.9%				カナダ・ドル	0.7%	FTSE TAIWAN DEC 25	シンガポール	0.9%
国内債券MF	3.2%				豪ドル	0.4%	MICRO EMINI S&P 500 DEC 25	アメリカ	0.8%
国内株式MF	0.4%				マレーシア・リンギット	0.3%	EURO STOXX 50 DEC 25	ドイツ	0.8%
		コール・ローン、その他		16.9%	その他	1.0%	FTSE 100 INDEX DEC 25	イギリス	0.8%
合計	99.1%	合計	357	-	合計	100.0%	合計		38.6%

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

・2025年は11月28日までの騰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

お申込みメモ

購 入 単 位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換 金 単 位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込受付中止日	ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行のいずれかの休業日 (注)申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの) なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
購入の申込期間	2026年1月31日から2026年7月31日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。
購入・換金申込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入の申込みを取消することがあります。
信 託 期 間	2013年10月28日から2028年5月8日まで
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること(繰上償還)ができます。 ・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決 算 日	毎年5月8日(休業日の場合翌営業日)
収 益 分 配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 (注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
信託金の限度額	2,000億円
公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://www.daiwa-am.co.jp/]に掲載します。
運 用 報 告 書	毎計算期末および償還時に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※2025年11月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 (上限) 3.3%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料率等	費用の内容
運用管理費用 (信託報酬)	年率1.375% (税抜1.25%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.55%
	販売会社	年率0.65%
	受託会社	年率0.05%
マザーファンドが 投資対象とする 投資信託証券 (目論見書作成時点)	年率0.7925%	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運用管理費用 (目論見書作成時点)	年率1.475%(税込)程度 (投資対象とする「ダイワRICI®ヘッジ型マザーファンド」の想定される組入比率に基づき算出した率です。実際の組入れ状況により変動します。また、純資産総額によっては上回る場合があります。)	
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期間の最初の6か月終了日(休業日の場合翌営業日)および毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 (注) 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 (注) 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2025年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ・ダブルバランス・ファンド (Dガード付／部分為替ヘッジあり)	1.54%	1.38%	0.16%

※対象期間は2024年5月9日～2025年5月8日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドにおいて、上記以外に含まれていない費用は認識しておりません。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。